福井県青少年愛護審議会（全体会）議事録

１　開催日時

令和６年１月１８日（木）午後２時３０分～午後４時００分

２　開催場所

福井県国際交流会館　第１会議室

３　出席者

(1)　委員　１８人

戎利光会長、安彦智史委員、井上満枝委員、熊本絢子委員、近藤修委員、佐々木英江委員、佐々木雅代委員、島嵜正行委員、清水祥三委員、多田直子委員、中西美和子委員、西尾幸代委員、根岸輝尚委員、藤井俊幸委員、藤井真津美委員、本堂実玲委員、見谷智恵委員、樅山俊浩委員

（欠席　岸俊行委員、永廣裕子委員）

(2)　幹事　４人

森本力幹事、前田俊行幹事、三崎光昭幹事（代理）、山本寛幹事（代理）

(3)　事務局　５人

田村副部長（県民安全）、加藤県民安全課長、ほか課員３人

４　報告内容

有害図書等の緊急指定に係る報告（福井県青少年愛護条例第４８条第２項）

(1)　有害興行の指定に係る報告

事務局から、７月分の有害興行として緊急指定した映画１作品、８月分の有害興行として緊急指定した映画２作品、９月分の有害興行として緊急指定した映画１作品、１０月分の有害興行として緊急指定した映画３作品、１１月分の有害興行として緊急指定した映画１作品について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(2)　ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、７月分の有害図書等として包括指定したビデオ等９３２作品、８月分の有害図書等として包括指定したビデオ等９８７作品、９月分の有害図書等として包括指定したビデオ等７４７作品、１０月分の有害図書等として包括指定したビデオ等９０２作品、１１月分の有害図書等として包括指定し

たビデオ等７８３作品について、指定経緯および指定理由について報告がなされ、了承された。

５　審議内容

図書等の推奨・指定にかかる諮問（福井県青少年愛護条例第４８条第１項第２号）

(1)　優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関して諮問を受けた図書１０冊について、各委員に回覧するとともに事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、１０冊を推奨することが適当との意見を得た。また、新聞に表紙がカラーで掲載される１冊を決定した。

(2)　有害図書の指定に係る諮問

知事から有害図書等の指定に関して諮問を受けた図書１０冊について、事務局から指定理由等を説明し、図書を各委員に回覧したところ、いずれも有害図書等として指定することが適当との意見を得た。

６　報告・意見交換

○有害図書の指定の今後の方針について

有害図書の個別指定の方針について検討を行うに至ったこれまでの経緯や、他県における有害図書等の個別指定状況、県内における有害図書の販売状況等について事務局から説明がなされた。

そのうえで、事務局から「指定冊数を定めた定期的な指定方法は行わず、適宜県民安全課職員が書店へ赴き、区分されていない棚から個別指定すべき図書等があれば購入、もしくは県民からの相談があった場合に、内容を吟味し、審議会に諮ることにしたい」との案を提示したところ出席した全委員に承認された。

○青少年のインターネット安全利用の県内の取組

前回の審議会における「図書よりもSNSやインターネットの方が危険と感じている」等の意見を受け、有害なインターネット環境から青少年を守るために県が実施している取り組みについて事務局から説明がなされた。

委員からの主な発言は以下のとおり

・　インターネットの安全に関し、親子に参加を募集する際は、子ども専用のスマートフォンを購入する前に学んでほしい講座というキャッチフレーズを活

用すると親子の参加意欲につながるのではないか。

- 高校では情報モラル教育を実施するよう促しており、県や県警の取組を活用して実施するよう求めている。
- インターネットの安全講座に参加を申し込む親子は、親が子どもの SNS 活用に興味を持っている人々であり、興味関心が低い親子にこそ、受講してもらう必要があるのではないか。受講者に取りこぼしがないようにして欲しい。
- 青少年の取り巻くインターネット環境を理解していない親が多いと感じる。そういった意味で、親子が一緒に考えることは重要であり、県警察では授業参観や入学説明会、スポーツイベント等、親と子どもが一緒にいる機会を狙って啓発している。
- GIGA 端末が、青少年に直接危険情報を届けることができるツールになるのではないか。また、世界では青少年をターゲットにした広告を規制する法整備が始まっており、当愛護審議会も規制当局としての役割があるかもしれない。
- 生成 AI が今後さらに活用されるようになった場合、教育現場としてどうすべきかは検討中である。
- 講習会に参加できなかった親子にも学ぶ機会を提供するために講義内容の動画配信を行ってほしい。